

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		多治見市火葬場における死体の一時保管の許可		
根拠例規及び条項		多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 7 条第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	一時保管が適当であると市長が認めたときに許可する。 条例第 7 条 火葬場において死体の一時保管を依頼しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により死体の保管について許可を受けた者は、死体保管料として 1 日につき 2,000 円を納付しなければならない。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～1 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～1 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				